(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
糸魚川市大字間脇字大谷二一番二から同市押上二丁目八〇八番まで	前	BA 一三・五〇～二二・〇〇	六四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・五〇～二二・〇〇	六四・〇〇メートル	
糸魚川市大字藤崎字樋ノ本一一九六番一地先から同市大字藤崎字滝ノ上九九九番一地先まで	前	一六・三七～四九・一六	〇・二五九キロメートル	
	後	三二・二二～五三・〇五	〇・二五九	
糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	前	一五・八五～一一・六三	四八・九七メートル	
	後	四八・九七～四一・〇二	〇・四〇一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市押上無番地内	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所
〃	糸魚川市大字藤崎字樋ノ本一一九六番一地先から同市大字藤崎字滝ノ上九九九番一地先まで	〃
〃	糸魚川市大字能生字中山七五五〇番二九から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	〃

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第七項の規定により、本整備局長において実施中の石川県道の災害復旧工事を次のとおり廃止するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	工事区間	工事の種類	工事廃止の期日
七尾輪島線	七尾市大津町から石川県鳳珠郡穴水町此木まで	災害復旧	令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第三項の規定により、本整備局長において実施中の一般国道の災害復旧工事を次のとおり廃止するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	工事区間	工事の種類	工事廃止の期日
四百七十号	七尾市大津町から同市高田町まで	災害復旧	令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高岡市本郷一丁目三七番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	前	二五・六四～四六・一五	三六・九七メートル	
	後	四六・一五～四六・三一	〇・〇一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市本郷一丁目三七五番九から同市本郷一丁目三二四番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十一号
三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで	八・〇〇メートル	五・四六キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで（富山市蜷川二〇六番一から同市本丸一番一まで）	一般国道四十一号	電柱

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所